

奈良市立図書館寄贈資料の受領に関する取扱い要項

当初策定：平成 24 年 9 月 1 日

改訂：平成 28 年 9 月 1 日

改訂：令和 6 年 1 月 5 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、奈良市立図書館管理規則（平成元年奈良市教育委員会規則第 9 号）第 2 3 条の規定に基づき、寄贈の申出があった資料の受領に際し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 資料の受領は、奈良市立図書館資料の収集方針（以下「収集方針」という。）及び奈良市立図書館資料選択基準（以下「選択基準」という。）により、収集対象となるもののみを受領するものとする。

2 受領した資料を図書館資料として受け入れるか否か及び受け入れた場合の扱いは、全て奈良市立図書館（以下「図書館」という。）に一任されるものであって、何らかの条件又は留保がつく場合は、原則として受領しないものとする。

(受領することができる資料)

第 3 条 図書館で寄贈を受領することができる資料は、次のとおりとする。

- (1) 選択基準に準拠し、原則として 5 年以内に出版された図書。ただし、絵本、文学書は出版年を問わない。
- (2) 郷土に関する古文書、図書、パンフレット類、新聞、雑誌等
- (3) その他館長が必要と認める資料

(受領しない資料)

第 4 条 図書館で寄贈を受領できない資料は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときはこの限りでない。

- (1) 選択基準に準拠しない資料
- (2) 奈良市立図書館資料除籍基準（以下「除籍基準」という。）に該当する資料
- (3) 特定の政治団体の宣伝、宗教の布教及び特定の企業の営業等を目的とした資料
- (4) 既に蔵書として登録してあるものと同一資料で、複本として受領しなくてもよい資料
- (5) 新聞、雑誌、パンフレット等で資料価値をもたない資料
- (6) 経年劣化、汚損、き損、書き込み、他団体の蔵書印等、管理上支障がある資料

(受領の条件)

第 5 条 受領資料の取扱いについては、図書館に一任することを条件に受領する。なお、図書館に一任することができない場合には、寄贈受付をしないで資料を返却する。

2 図書館に予告なく郵送等により寄贈された場合には、添付書に寄贈の意思が表明されているか確認し、また取扱いについて条件がないか確認し、受領する。

3 寄贈資料の取扱い上の条件（蔵書として受け入れしない場合には寄贈を撤回するなど）がある場

合には、寄贈受付をしないで資料を返却する。

(受領の手続)

第6条 寄贈資料の受領に際しては、寄付される資料に寄贈申出書（別記第1号様式）を添えて現品を受領し、その引き換えとして寄贈受領書（別記第2号様式）を渡す。

(資料の取扱い)

第7条 受領した資料は、選択基準及び除籍基準に照らし合わせ、蔵書構成を考慮し、選書会議で蔵書として受入れするものを選択し、館長の決裁により決定する。

2 蔵書として受入れするものは、図書ラベル、資料コード（バーコード）等を貼付し、図書館コンピューターシステムに受入登録し、市民の利用に供することとする。

3 蔵書として登録しない資料は、廃棄処分する。ただし、学校・園等に照会するなど可能な限り資料の有効活用に努めるものとする。

4 寄贈資料の廃棄処分については、奈良市立図書館資料廃棄基準によるものとし、特段の取り扱いは行わない。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、寄贈資料の受入れに関し必要な事項は、中央図書館長が定める。

附 則

この要項は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年1月5日から施行する。

寄贈申出書

奈良市立 図書館長

年 月 日

寄贈日		年 月 日
寄贈者	お名前	
	(匿名希望の方)	<input type="checkbox"/> (チェックをお願いします。)
	ご住所	
	ご連絡先	

※個人情報 は 目的外には使用いたしません。

次の資料を寄贈いたします。

寄贈資料の取扱いについては図書館に一任し、受入の有無を確認しないこと、および資料の返却を求めないことを了承いたします。

資料名及び数量

『

』

他 計 _____ 冊

	受領	事務処理	受入	その他
処理日				
担当者				

寄贈受領書

令和 年 月 日

様

奈良市立 図書館長

この度は、資料をご寄贈いただき誠にありがとうございました。

ご寄贈いただきました資料は、下記のように取り扱わせていただき、受入を決定した資料は広く市民の利用に供してまいりたいと存じます。

今後とも本市図書館事業の推進にご協力をお願いいたします。

記

1. 「奈良市立図書館資料選択基準」に基づき、図書館の蔵書構成などの観点から、ご寄贈頂きました資料を精査選択させていただきます。
2. 受入の可否、図書の分類や配架時期については当館にご一任いただき、図書館からの連絡はいたしません。
3. 本市の選択基準に該当しない資料の取り扱いについても当館に一任いただくものとし、図書の返却はいたしません（受入できない場合も極力有効活用できるよう努めます）。